

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 福岡市博多区 企業

乙 名古屋市中村区 企業

丙 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金1,020,128円を甲に、481,945円を乙に、それぞれ支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金33,010円を丙に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年4月24日

(2) 事故発生場所

倉吉市山根地内

(3) 事故の状況

鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で左折しようとして停車していた車両への追突を避けようと対向車線に進出したところ、対向車線を走行中の和解の相手方甲所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

また、双方の車両が衝突したはずみで、当該普通乗用自動車が、和解の相手方丙が運転する和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方丙が負傷したものである。